

(一社) 大村市観光コンベンション協会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(一社) 大村市観光コンベンション協会助成金交付規定に基づくコンベンション開催助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 助成金の交付を申請しようとするコンベンション主催団体等(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、原則として当該コンベンション開催1ヶ月前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第3条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、その旨を助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 助成金を交付することが不適当と認めた場合は、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第4条 前条の規定による助成金交付決定通知を受けた申請者は、当該コンベンション終了後速やかに、実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 宿泊証明書(様式第4号)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第5条 会長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、交付する助成金の額を確定し、その旨を助成金交付額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第6条 前条の規定による助成金交付額決定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請者から助成金交付請求書の提出を得た後に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 会長は、申請者から申請の取下げがあった場合並びに申請・報告事項に虚偽があった場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 会長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対して期限を定めて返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。